

次期生物多様性国家戦略(素案)のポイント

<現状>

- 人間の生存基盤である自然資本の安定性は、生物多様性の損失と気候危機によって揺るがされている。
- 新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の根本的な発生原因は、開発などによる土地利用の変化等で、これにより生物多様性の損失と気候危機を引き起こしている。

<課題>

- 我が国の生物多様性の損失速度は、過去50年で緩和されてきたものの、損失は回復していない。
- 今後の取組方針としては、生物多様性損失の直接的な要因を対象とした対策だけでなく、社会を構成する一人一人(企業を含む)が生物多様性の重要性を理解し行動してこための対策が必要。

<目標と基本戦略>

- 次期生物多様性国家戦略においては、2050年ビジョン「自然と共生する社会」の構築に向け、2030年までの短期目標として「ネイチャーポジティブ*」を掲げ、その実現のために5つの基本戦略を設定。

*生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること

<次期生物多様性国家戦略の基本戦略>

基本戦略	内容
1 生態系の健全性の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30^{※1}目標の達成に向け、保護地域に加えてOECD^{※2}による<u>保全の取組を進めるとともに、普通種を含めた生物群集全体の保全を図る。</u> ※1 2030年までに陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護すること ※2 保全地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECD: Other Effective area-based Conservation Measures)
2 自然を活用した社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症対策、健康などの多様な社会課題の解決につなげる。</u> ・野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理を推進する。
3 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済	<ul style="list-style-type: none"> ・政府と事業者等が連携し、事業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法や経済に係る制度・システムのあり方を見直し、事業活動そのものに生物多様性・自然資本の考え方が組み込まれるための施策を実施する。 →<u>事業活動において自然資本を持続可能に利用する社会経済活動を拡大</u>
4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	<ul style="list-style-type: none"> ・消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働きかけを通じた投資家や助言者としての側面を持つ個人・団体の役割の重要性を踏まえ、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。 →<u>一人ひとりが自然資本を守り活かす社会経済活動を拡大</u>
5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の評価のための<u>基礎的な調査・モニタリングの充実や、利活用しやすい情報の整備、取組の担い手確保等を進めるとともに、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。</u> ・地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。 →<u>国内及び地球規模での生物多様性保全の取組全体を底上げ</u>

<ふじのくに生物多様性地域戦略への反映>

方針	内容
コラムに記載 p77	30by30、OECD 新
第4章に追加 p104	・OECDの認定を促進するため、 <u>国が企業、団体、個人などを個別認定する際に、手続き方法等の情報を広く発信します。</u> 第2回
コラムに記載 p91	NbS (自然を活用した解決策) 新
現行戦略に記載済み p127,127,138	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) エコラベルや生物多様性による防災・減災の啓発等、啓発活動を実施します。 既 ・森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 既 ・(略) 避難地や防災拠点として活用できる「防災・減災」の機能を持ち、かつ親水性を有し自然環境と共生する緑地の整備を行います。 既
コラムに記載 p46	人獣共通感染症 新
第4章に追加 p109,110	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザの発生を防止するため、農場へのウイルス侵入防止対策指導に取り組むとともに、発生に備えた防疫体制の改善に取り組みます。 新 ・人と動物が共生する社会の実現のため、ワンヘルスの観点から人獣共通感染症(SFTS等)について、愛玩動物である犬や猫における病原体保有状況のモニタリング体制の整備や医療分野との情報共有を図るとともに、県民に迅速かつ正確な情報提供を行い、蔓延を防止します。 新
第2章に追記 p48	ESG金融 新
第4章に追加 p112	・SDGsの考え方を踏まえた企業の取組事例や、ESGに関する金融機関の取組を紹介するセミナーの開催等により、生物多様性を含むESG金融の活用を促進します。 新
第4章に追加 p111	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図ります。 第2回 ・人が幸せになるエシカル消費を推進するため、様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。 ほか 第2回
現行戦略に記載済み p101,102	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 既 ・各研究所において生物多様性に関する調査研究を進めるとともに、研究成果の提供、有効活用を図ります。 既

凡例

今回新たにお示しするもの：新	基本方向1： ■
第2回会議でお示したものの第2回	基本方向2： ■
現行戦略に記載済みもの既	基本方向3： ■
	全体： ■